

令和3年7月12日

保護者の皆様

保育所型認定こども園  
両野こども園  
園長 佐藤 陽之助

令和2年度における施設型給付費等の額に係る  
法定代理受領の通知について

令和2年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、教育・保育給付認定（旧支給認定）を受けた保護者について「教育・保育施設に係る各認定子どもの公定価格の額から各認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額」となりますので通知します。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

認定を受けたお子様の保護者が保育所を利用した場合に足利市が施設型給付費を支給することになっています。この給付は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、市から施設に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

この通知は、子ども・子育て支援法に基づく「足利市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条により、給付された1人あたりの額を保護者にお知らせするものです。

本園の公定価格の額は、別紙「令和2年度の公定価格の額について」（足利市からの通知）をご覧ください。

**この通知により、追加の給付の発生やあらたな利用者負担などが生じるものではありません。**

- ※ 認定通知書は重要な書類ですので、大切に保管してください。
- ※ 認定通知書を紛失された場合は保育所へ申し出てください。
- ※ 認定の期間が切れたり、認定が取り消しとなると、保育所を利用することができません。
- ※ お仕事を辞めたり、変更となった場合は、すみやかに認定の変更をしてください。手続きを怠って保育の要件に該当しなかった場合は、原則退所となります。

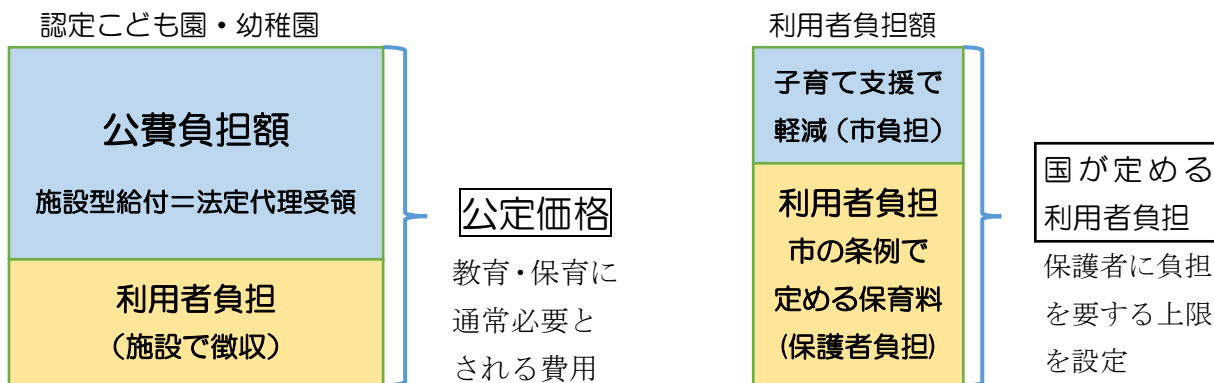
## <認定通知書の役割>



認定  
通知書  
(黄色)

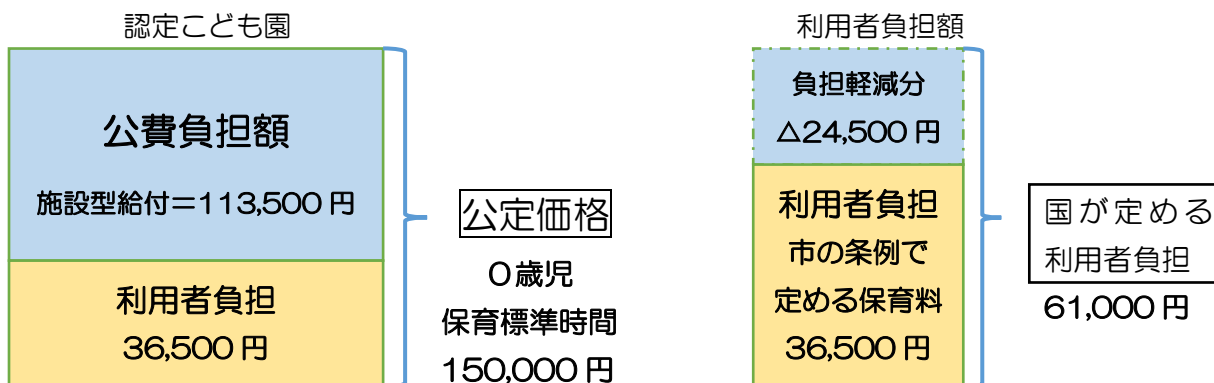
<認定通知書>には以下の項目が記載されています。

- ①認定者番号・・・保育の現況調査で記入します。
- ②認定区分・・・認定区分により各施設に預けられる時間が決まります。
- ③認定期間・・・認定の有効期間です。
- ④保育必要理由・・・保育認定の事由が載っています。



施設型給付については個人給付を基本とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため市から法定代理受領する仕組みとなっています。そのため、施設型給付を得るために認定が必要であり、認定が取り消されると、公費負担分が支払われなくなるため、教育・保育施設を利用することができなくなります。

## <例：Aこども園に0歳児の子どもを預けた場合>



※公定価格は、認定こども園・幼稚園によって金額が異なります。

※公定価格から利用者負担(保育料)を差し引いた額が施設型給付として施設に支払われます。

詳細や分からない点があれば  
 まず施設やこども課にご相談ください  
 足利市こども課 TEL20-2138

